

栃木県と共立女子大学・共立女子短期大学との
UIターン就職促進に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と共立女子大学・共立女子短期大学（以下「乙」という。）とは、県内産業界の活力となる若手人材の育成・確保に向け、学生のUIターン就職活動の支援について相互に連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力を努め、学生に対し栃木県内の企業情報等を提供するなど就職活動を支援することにより、栃木県出身学生を中心にUIターン就職の一層の促進を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携・協力する。

- (1) 学生に対する県内の企業情報、生活情報及び甲が行う合同企業説明会等各種イベントの周知に関する事。
- (2) 乙の学内で行う合同企業説明会、企業情報提供イベント等の開催に関する事。
- (3) 乙の学内におけるUIターン情報掲示板（とちまるボード）の掲示に関する事。
- (4) 乙が行う保護者向けの就職セミナーの開催に関する事。
- (5) 甲の学生向け就職情報提供サービスへの登録案内に関する事。
- (6) 学生に対する県内企業へのインターンシップ参加支援に関する事。
- (7) 学生のUIターン就職に係る情報交換及び実績把握に関する事。
- (8) その他、学生のUIターン就職促進に関する事。

（協定の見直し等）

第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとし、甲又は乙のいずれかから、内容の変更を申し出たとき、又は、本協定に定めのない事項等が生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、本協定期間はもとより終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

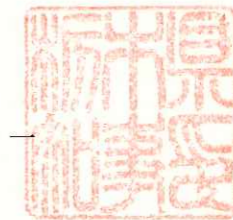
本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両代表者の記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年7月23日

甲 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県

知事 福田 富一



乙 東京都千代田区一ツ橋2-2-1

共立女子大学・共立女子短期大学

学長 入江 和生

